

# 長野県企業局 公募型プロポーザル方式（ECI方式/設計交渉・施工タイプによる発注工事）実施要綱

（令和2年12月7日付け2企本第291号）

この要綱は、長野県企業局（以下「県」という。）が、公示段階で仕様の前提となる条件が不確定な建設工事（以下「工事」という。）を発注する場合に、設計段階から施工者が関与する方式（以下「ECI方式」という。）のうち設計交渉・施工タイプと呼ばれる契約形態を適用する場合において、最適な事業者を選定するための「公募型プロポーザル方式（ECI方式/設計交渉・施工タイプ）」及び契約等締結に係る事務手続を定めたものである。なお、この要綱における契約等とは、対象工事を円滑に実施するために県と優先交渉権者が負うべき責務及び必要な諸手続について定める協定（以下「基本協定」という。）並びにECI方式により事業者が設計業務を行うに当たり県と事業者との間で締結する契約（以下「設計業務委託契約」という。）並びに対象工事の施工（施工業務と同時に設計業務を含む。）に係る契約（以下、「設計・施工請負契約」という。）をいう。

本要綱に規定する事項以外の事業者の選定及び契約等締結に係る事務は、従来どおり会計関係規定に基づいて行うものである。

## （対象工事及び適用）

第1 公募型プロポーザル方式（ECI方式/設計交渉・施工タイプ）の適用対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する工事とし、本要綱に規定する事項以外の契約方式等に関しては、国土交通省が定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に準拠するものとする。

## （対象工事の募集要項）

第2 発注機関の長は、対象工事の参加者を募集するために必要な事項をその都度要項（以下「募集要項」という。）として定め、対象工事の参加者の募集開始に際し、県のホームページに掲載するものとする。募集要項には、次の事項を明示するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 参加資格要件
- (3) 参加資格の確認方法等
- (4) 優先交渉権者の選定に関する事項
- (5) 技術提案書等の確認等

## （技術評価会議の開催）

第3 県は、対象工事の優先交渉権者を選定するに当たり、学識経験を含む有識者等（以下、「外部有識者」という。）から意見を聴取し、公平な技術提案書の審査・評価を行うため、技術評

価会議（以下、「評価会議」という。）を開催する。また、県は、事業者がECI方式により実施する設計業務の成果物を踏まえ、工事（施工業務と同時にを行う設計業務を含む。）の価格等に係る事業者との交渉の成立までの過程においても、必要に応じて評価会議を開催し、外部有識者から意見を聴くことができる。

2 評価会議の座長及び構成員は、次のとおりとする。

区 分	座長	構成員
外部有識者等	企業局長が指定する者	学識経験者、県が委嘱している委員、関係する国・市町村等関係機関並びに専門的知識を有する技術職員等の中から企業局長が依頼又は指定する者
本 庁	—	課長及び以下の職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注機関が本庁対象工事担当課の場合 対象工事担当係以外の職員の中から企業局長が指定する職員</li> <li>・発注機関が現地機関の場合 対象工事担当係の職員の中から企業局長が指定する職員</li> </ul>
発注機関 (本庁対象工事担当課又は 現地機関)	—	発注機関職員の中から企業局長が指定する職員

3 企業局長は、外部有識者3名以上、本庁の職員1名以上、発注機関（本庁対象工事担当係又は現地機関）の職員1名以上で評価会議を構成するものとし、外部有識者等が構成員の過半数を占めるものとする。

4 評価会議の事務は本庁において行う。

**（対象工事の参加資格）**

第4 対象工事の参加者は、募集要項の参加資格要件を参加資格確認基準日から基本協定及び設計業務委託契約の締結日までの間、満たしていなければならないものとする。参加資格確認基準日は募集要項に明示するものとする。

**（参加表明書の確認等）**

第5 発注機関の長は、対象工事の参加を希望する者（以下「応募者」という。）から提出された参加表明書を基に、参加資格要件の充足を確認する手続き（以下「資格審査」という。）を実施する。

2 虚偽の記載事項がある場合、参加表明書は無効とする。

**（参加資格を満たさない者に対する理由の説明）**

第6 発注機関の長は、参加表明書提出者のうち対象工事について、参加資格要件を満たさない

ため募集要項に定める審査書類（以下「審査書類」という。）の提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対して、非該当理由を通知するものとする。なお、通知前に提出された非該当者の技術提案書は速やかに返却するものとする。

- 2 非該当者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、発注機関の長に対して書面（様式自由）により非該当理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 発注機関の長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して回答するものとする。

#### （技術提案書等の確認及び優先交渉権者の決定方法）

第7 発注機関の長は、想定される応募者数等の状況を鑑み、資格審査に併せて第一次審査を実施することができる。

- 2 応募資格を有すると認められた者又は第一次審査を実施する場合にはその通過者（以下「資格審査通過者等」という。）を対象として、県の対象工事に関する意図に対する確認並びに事業条件の未達を防止するとともに、民間の創意工夫の質の向上を図ることを目的として県と資格審査通過者等との対面形式の協議（以下「対面質疑」という。）を実施することができる。
- 3 資格審査通過者等は県が募集要項で示す期限までに、技術提案書を含む審査書類を提出する。
- 4 発注機関の長は、資格審査通過者等との間で、審査書類の記載事項からだけでは確認できない事項等について、ヒアリングを実施することができる。また、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、資格審査通過者等との技術対話を通じて、県から技術提案の改善を求め、または資格審査通過者等に改善を提案する機会を与えることができる。
- 5 発注機関の長は、技術提案の内容が事業条件を充足しているか審査（以下「基礎審査」という。）する。基礎審査において、事業条件の充足を確認できなかった場合、当該技術提案を提出した資格審査通過者等を失格とすることができる。
- 6 審査書類の評価（以下「評価」という。）は、技術評価及び価格評価を基に、優先交渉権者決定基準に定める基準により総合評価点を算定し、最も総合評価点の高い者を優先交渉権者として決定する。
- 7 虚偽の記載事項がある場合、審査書類は無効とする。

#### （特定しなかった者に対する理由の説明）

第8 発注機関の長は、審査書類の提出者のうち基本協定及び設計業務委託契約の締結者以外の者（以下「非選定者」という。）に対して、当該協定及び契約締結後、特定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を通知するものとする。

- 2 非選定者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、発注機関の長に対して書面（様式自由）により非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 発注機関の長は、非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日

から起算して10日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して回答するものとする。

#### （基本協定及び設計業務委託契約の締結）

第9 発注機関の長及び優先交渉権者は、協議の上、基本協定及び設計業務委託契約を締結する。なお、基本協定及び設計業務委託契約の具体的な内容については対象工事毎に当該の基本協定書及び設計業務委託契約書に定める。

2 発注機関の長は、前項に基づく協議の結果、優先交渉権者との間で基本協定及び設計業務委託契約の締結に至らなかった場合には、優先交渉権者を除く応募者のうち評価における総合評価点が高い者から順に協議を行う。

#### （設計・施工請負契約の締結）

第10 発注機関の長と事業者は、設計業務委託契約に従い事業者が行う設計業務の成果物を踏まえ、対象工事の施工の仕様、期間及び価格等（以下「価格等」という。）について協議し、価格等について合意した場合には、設計・施工請負契約を締結する。

2 発注機関の長は、事業者との間で価格等について合意に至らない場合には、基本協定を解除の上、設計業務委託契約に基づく成果物を用いて、対象工事の施工を別途発注することができる。なお、当該の別途発注に係る事務手続は会計関係規定に基づくものとする。

#### （実施上の留意事項）

第11 参加表明書の提出をした業者名は、基本協定及び設計業務委託契約の締結後、公開するものとする。

2 発注機関の長は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止することがある。

この場合、発注機関の長は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。

3 各提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

#### （技術提案及び設計成果物の帰属等）

第12 対象工事に関する基本協定及び設計業務委託契約を県と締結した者（以下本条において「契約人」という。）が提出した技術提案の権利のうち、対象工事に関する部分については、発注機関に属するものとする。なお、契約人が他の建設工事等でその成果を使用することを妨げない。

2 契約人以外の入札参加者の技術提案は、入札参加者の権利に属するため、発注機関は許可を得ることなくこれを使用することはできない。

3 契約人が対象工事に係る設計業務委託契約を実施し提出した成果物（以下「設計成果物」という。）の権利は、発注機関に属するものとする。

#### （上限価格又は参考価格の設定）

第13 発注機関の長は、見積り、既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に、設計業務委託契約については上限価格を、また、設計・施工請負契約については参考価格設定し、募集

要項に記載する。

- 2 発注機関の長は、募集要項に記載した設計・施工請負契約に係る参考価格について、事業者が提出した設計成果物及び当該成果物に基づく見積書を基に、必要な場合にはその見直しを行うことができる。

#### (予定価格の設定等)

第14 発注機関の長は、設計業務委託契約の予定価格の設定に当たっては、優先交渉権者が提出した見積書を尊重するものとする。また、予定価格の設定をしたのち、優先交渉権者と設計業務委託契約に係る価格等を協議し、合意した場合には契約を行う。

- 2 発注機関の長は、設計・施工請負契約の予定価格の設定に当たっては、事業者が提出した設計成果物及び当該成果物に基づく見積書を尊重するものとする。また、予定価格の設定をしたのち、事業者と設計・施工請負契約に係る価格等を協議し、合意した場合には契約を行う。

#### 附 則

この要綱は、令和2年12月7日の公募から適用する。